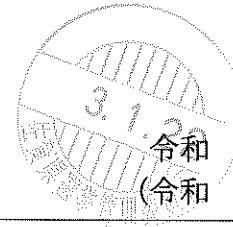


(その1)

収 支 報 告 書



2 年分
年 月 日開催分

1 政治団体の名称
(ふりがな) にほんなんこうしゃ

日本楠皇社

2 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市高木町6-36 エフステージⅡ 205号

3 代表者の氏名

志田 寛正

4 会計責任者の氏名

志田 寛正

事務担当者の氏名

志田 寛正

(電話) 090-7294-4897

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体
	<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	_____
公職の種類	_____

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

- 備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合のみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ「✓」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

			十億		百万		千		円
収 入 総 額 A							76	36	2
(前年からの繰越額)									0
(本年の収入額)							76	36	2
支 出 総 額 B							76	36	2
翌年への繰越額 A-B									0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

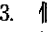
			十億		百万		千		円
金 額									0
員 数									0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考
			十億		百万		千		円		
(ア) 個人からの寄附							76	36	2		
(うち特定寄附)									0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附									0		
(ウ) 政治団体からの寄附									0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							76	36	2		
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]									0		
イ 政党匿名寄附									0		
合 計 (ア + イ)							76	36	2		

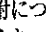
(その7)

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分			
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額							年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	百	十	円					
田中 宏幸			2	4	0	0	令和2年 1月28日	佐賀県西予賀町高太郎 1900-2	建設業		
"			4	5	8	6	令和2年 2月22日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 3月2日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 3月25日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 4月3日	"	"		
"			2	0	0	0	令和2年 4月20日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 5月28日	"	"		
"			2	0	0	0	令和2年 5月31日	"	"		
"			3	0	0	0	令和2年 6月28日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 7月3日	"	"		
"			2	0	0	0	令和2年 7月17日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 8月3日	"	"		
"			5	5	7	6	令和2年 8月8日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 9月10日	"	"		
"			2	4	0	0	令和2年 9月18日	"	"		
この頁の小計			5	5	7	6	2				
その他の寄附							0				
合 計											

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のもので合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
田中 宏幸			2	000	令和2年 9月22日	佐賀市田子賀町高木1700-2	建設業	
〃			2	000	令和2年 9月26日	〃	〃	
〃			2	400	令和2年 10月19日	〃	〃	
〃			2	400	令和2年 10月27日	〃	〃	
〃			2	000	令和2年 10月31日	〃	〃	
〃			2	400	令和2年 11月26日	〃	〃	
〃			2	000	令和2年 12月20日	〃	〃	
〃			2	400	令和2年 12月23日	〃	〃	
この頁の小計			17	600				
その他の寄附				0				
合 計			17	6362				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目	金 額						備 考		
	十億	百万	千	円					
1 経 常 経 費									
(1) 人 件 費						0			
(2) 光 熱 水 費						0			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						0			
(4) 事 務 所 費						0			
小 計						0			
2 政 治 活 動 費									
(1) 組 織 活 動 費				7	6	3	6	2	
(2) 選 挙 関 係 費								0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費									
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費								0	
イ 宣 伝 事 業 費								0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費								0	
エ そ の 他 の 事 業 費								0	
(4) 調 査 研 究 費								0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金								0	
(6) そ の 他 の 経 費								0	
小 計					7	6	3	6	2
合 計					7	6	3	6	2

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 <u>組織活動費</u> ()			
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円					
この頁の小計									
その他の支出									
合 計									

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

